

システム導入が
難しくて
大丈夫!!

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からはどうすればいいんだろう。**



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。
ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または
「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応
じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、
プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、
どうすればいいんだろう。



**不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、
遵守する。**



その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たす
ことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPIに掲載していま
すので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね!

真実性
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消して
いたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。



そのとおりです。
電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。

- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

- (2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるように**しておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



税務職員ふたば

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設
サイトにアクセ
スできます

